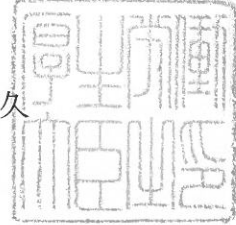


厚生労働省発食安 0212 第 1 号
平成 27 年 2 月 12 日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第3項の規定に基づき、
下記事項に関する同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、
貴委員会の意見を求めます。

記

ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の設定。具
体的に意見を求める内容は別紙の2のとおり。



1 諮問の背景及び趣旨

- (1) ノルウェーから輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価の結果については、平成24年5月24日付け府食第521号により「BSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。」と貴職から当職あて通知された。
- (2) 本年1月30日、ノルウェーにおいてBSE1例目が確認され、ノルウェーから輸入される牛肉等（加工品を含む。）について、輸入手続を停止した。
- (3) 今般、ノルウェー政府から貴委員会の評価を前提とした、その後のBSE対策に係る資料が提出され、貴委員会が評価を実施した以降も、ノルウェーにおける適切なBSE対策が継続して実施されていることが確認できた。
- (4) なお、OIE基準よりも高い水準の措置を維持する場合には、科学的な正当性を明確化する必要がある。

2 具体的な諮問内容

- (1) 貴委員会の評価結果及びそれ以降も適切にBSE対策が継続されていることを踏まえた輸入条件として、
 - ア 月齢制限を「輸入禁止」から「30か月齢」、
 - イ 特定危険部位（SRM）を全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部（皮、舌、頬肉及び扁桃を除く）、脊髄及び脊柱、
とした場合のリスクを比較
- (2) 上記を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価

3 今後の方針

食品健康影響評価の結果を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行う。